

研究開発課題「地層処分技術に関する研究開発」 中間評価の実施要領

平成 21 年 8 月 5 日
地層処分研究開発評価委員会

1. はじめに

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）、
「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成21年2月17日文部科学
大臣決定）などを参考に「地層処分技術に関する研究開発」に関する中間評価の実施
要領を示す。

2. 評価項目および視点

評価項目および評価の重点的視点（○数字：項目、矢印：視点・基準）を以下のと
おりとする。

1) 研究開発の目的・意義（研究開発の必要性）

- ① 国費を用いた研究開発としての意義
 - 国や社会のニーズへの適合性はよい
 - 科学的・技術的意義、社会的・経済的意義も加味

2) 研究開発の目標・計画と成果（研究開発の有効性）

- ① 計画の妥当性
 - 目標の設定は妥当であったか
 - 各研究項目の設定、内容の質・量・組み合わせは適切か
- ② 目標実現可能性（目標に対し実現可能な計画であったか）
- ③ 成果の達成度、反映先に対する十分性
 - 目標に対して達成度は十分か
 - 成果の反映先（国、実施主体、安全規制）に対して成果の質・量、タイミ
ングは適切か
 - 国際的な水準としてどうか
- ④ 人材養成・知的基盤整備
 - 人材養成・技術継承に繋がるか
- ⑤ 次期計画の見通し
 - 将来の見通しとして適切か

3) 研究開発実施体制（研究開発の効率性）

- ① 実施体制の妥当性
 - 研究開発を推進する上で機能を十分発揮できる組織となっているか
- ② 研究開発の手段やアプローチの妥当性
 - 判断と次のステップへの移行の考え方は妥当であるか
- ③ 目標・達成管理の妥当性
 - 研究開発のPDCAサイクルが機能する自己評価体制となっているか

- ④ 費用対効果の妥当性
 - 費用対効果として合理性があるか
- ⑤ 情報発信、国民との相互理解の促進
 - 十分な内容となっているか
- 4) その他
 - ① 副次的な効果に関する評価（多分野への応用や貢献）
- 5) 総合評価
 - ① 上記各項目の評価を踏まえた総合的な判断

3. 評価の進め方

効率化を図るため被評価者の積極的関与の促進により評価を実施する（被評価者の自己点検とその確認）。評価範囲は、今期中期計画期間に次期の計画の見通しを加えたものとする。成果などは、平成20年度末の実績と平成21年度末の見込みを対象とする。なお、委員長の下にその指名により事務局を設置する。

具体的評価の手順は以下のとおりとする。

- (1) 機構理事長より当該研究開発評価の諮問
- (2) 被評価者からの当該研究開発に関する説明
- (3) 被評価者が上記項目について自己点検し報告
- (4) 自己点検結果についてヒアリング（必要に応じ追加の個別にヒアリング）
- (5) 評価案の検討
- (6) 検討に基づき委員長により評価結果の取りまとめ。各委員の了承を得て答申書を作成
- (7) 答申

4. 評価スケジュール

- (1) 第7回（平成20年度第2回）委員会（平成21年3月19日）
 - ① 中間評価の実施要領の審議：
 - ・評価項目および視点
 - ・評価の進め方
 - ・評価スケジュール
 - ② 研究現場確認：瑞浪超深地層研究所
- (2) 第8回（平成21年度第1回）委員会（平成21年8月5日）
 - ① 「地層処分技術に関する研究開発」中間評価に係る諮問（機構より）
 - ② 中間評価対象の課題内容の説明（成果のまとめ、次期計画など）（機構より）
 - ② 自己点検結果の報告（機構より）
 - ③ 自己点検結果に対するヒアリング（追加質問、提案、コメントなど）
 - ④ 研究現場確認：東海 ENTRY／QUALITY

～この間、必要に応じ各委員への個別説明や追加の質問、提案、コメントなどの集約、ならびに評価案の検討～

(3) 第9回（平成21年度第2回）委員会（平成21年10月）

- ① 追加質問、提案、コメントなどへの補足説明（機構より）
- ② 評価案の検討

(4) 評価結果（答申書）のまとめ（平成21年10～12月）

- ・上記の審議結果に基づき、委員長により評価結果を取りまとめ、各委員の了承を得て答申書を作成

(5) 答申書の提出（平成21年12月）

以 上